

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月22日
【中間会計期間】	第105期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 佐藤 健志
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019(651)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 千葉 泰之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)2854
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 佐々木 潤
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目4番7号) 株式会社 東北銀行 仙台支店(注) (宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の仙台支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度
		中間連結会計期間 (自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,780	7,823	7,359	13,481	14,727
連結経常利益	百万円	1,454	1,058	979	2,505	2,148
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	1,067	676	648	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	-	-	-	1,526	1,376
連結中間包括利益	百万円	79	930	298	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	714	1,168
連結純資産	百万円	39,613	37,578	38,909	38,741	39,438
連結総資産	百万円	980,561	1,025,563	1,027,799	968,133	1,012,696
1株当たり純資産額	円	3,119.83	2,903.71	3,042.03	3,028.00	3,099.69
1株当たり中間純利益	円	112.43	71.18	68.19	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	160.80	144.70
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	53.94	37.92	35.37	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	77.73	79.22
自己資本比率	%	4.03	3.66	3.78	4.00	3.89
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	75,697	68,584	15,664	110,899	59,910
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,202	35,569	2,465	11,276	19,266
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	237	238	239	475	477
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	79,818	75,080	95,431	42,304	82,471
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	597 [200]	585 [201]	579 [211]	567 [202]	559 [205]

(注) 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出してあります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
決算年月		2022年9月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	5,954	6,765	6,573	12,050	12,990
経常利益	百万円	1,268	1,056	851	2,326	2,016
中間純利益	百万円	922	714	680	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	1,420	1,327
資本金	百万円	13,233	13,233	13,233	13,233	13,233
発行済株式総数						
普通株式	千株	9,509	9,509	9,509	9,509	9,509
第一種優先株式		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
純資産	百万円	38,222	36,384	37,396	37,524	37,875
総資産	百万円	978,365	1,022,997	1,024,658	965,845	1,009,809
預金残高	百万円	923,578	935,172	935,469	910,927	931,799
貸出金残高	百万円	639,691	662,868	682,731	658,895	663,885
有価証券残高	百万円	205,779	234,859	220,375	203,249	219,719
1株当たり配当額						
普通株式	円	25.00	25.00	25.00	50.00	50.00
第一種優先株式		0.125	0.25	0.125	0.25	0.50
自己資本比率	%	3.90	3.55	3.64	3.88	3.75
従業員数	人	566	560	567	542	536
[外、平均臨時従業員数]		[185]	[185]	[198]	[187]	[189]

(注) 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、コンピュータソフトウェアの開発並びに販売業務等を行っていた連結子会社である東北銀ソフトウェアサービス株式会社を、2024年4月1日付で、当行を存続会社として吸収合併いたしました。これにより、当行の連結子会社は3社となっております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績の状況は次のとおりとなりました。

当中間連結会計期間末の連結財政状態につきましては、預金等（譲渡性預金を含む）は、公金預金の増加により、前連結会計年度末比78億51百万円増加し9,373億67百万円となりました。

貸出金は、個人向け貸出の増加などにより、前連結会計年度末比185億21百万円増加し6,792億67百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比9億86百万円増加し2,196億28百万円となりました。

当中間連結会計期間の経常収益は、有価証券利息配当金及び株式等売却益の減少などにより前中間連結会計期間比4億64百万円減収の73億59百万円となりました。経常費用は、与信関連費用の減少などにより同3億85百万円減少し63億79百万円となりました。

以上の結果、経常利益は同79百万円減益の9億79百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同28百万円減益の6億48百万円となりました。

当中間連結会計期間におけるセグメントごとの業績は次のとおりとなりました。

「銀行業務」の経常収益は、有価証券利息配当金及び株式等売却益の減少などにより前中間連結会計期間比1億87百万円減収の66億27百万円、セグメント利益は、同1億54百万円減益の9億31百万円となりました。また、セグメント資産は前連結会計年度末比143億66百万円増加し1兆246億80百万円、セグメント負債は同148億30百万円増加し9,868億26百万円となりました。

「リース業務」の経常収益は、割賦収入の減少などにより前中間連結会計期間比3億31百万円減収の5億74百万円、セグメント利益は、割賦原価の減少などにより同21百万円減益の23百万円となりました。また、セグメント資産は、前連結会計年度末比2億61百万円増加し43億98百万円、セグメント負債は、同2億46百万円増加し36億65百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門58億87百万円、国際業務部門15百万円であり、合計では59億3百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息40億99百万円、有価証券利息配当金7億52百万円などです。国際業務部門では有価証券利息配当金14百万円などです。また、資金調達費用は、国内業務部門がほぼ全額を占めており、預金利息1億20百万円などです。

役務取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で10億58百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門がほぼ全額を占めており国債等債券損益（5勘定戻）25百万円や連結子会社の業務に係る収支78百万円であり、合計で53百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	4,794	8	4,803
	当中間連結会計期間	4,776	14	4,790
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	4,811	9	0 4,820
	当中間連結会計期間	4,912	14	0 4,926
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	16	0	0 16
	当中間連結会計期間	135	0	0 135
役務取引等収支	前中間連結会計期間	896	0	897
	当中間連結会計期間	1,058	0	1,058
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,247	1	1,248
	当中間連結会計期間	1,418	1	1,419
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	350	0	351
	当中間連結会計期間	360	0	360
その他業務収支	前中間連結会計期間	241	1	242
	当中間連結会計期間	52	1	53
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,072	1	1,073
	当中間連結会計期間	566	1	567
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	830	-	830
	当中間連結会計期間	514	-	514

- （注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間1百万円）を控除して表示しております。
- 3．資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門14億18百万円、国際業務部門1百万円、合計で14億19百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門3億60百万円、国際業務部門0百万円、合計で3億60百万円となり、国内業務部門の役務取引等収支がほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,247	1	1,248
	当中間連結会計期間	1,418	1	1,419
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	183	-	183
	当中間連結会計期間	169	-	169
うち為替業務	前中間連結会計期間	282	1	283
	当中間連結会計期間	297	1	299
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	102	-	102
	当中間連結会計期間	163	-	163
うち代理業務	前中間連結会計期間	311	-	311
	当中間連結会計期間	389	-	389
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	7	-	7
	当中間連結会計期間	7	-	7
うち保証業務	前中間連結会計期間	49	-	49
	当中間連結会計期間	51	-	51
役務取引等費用	前中間連結会計期間	350	0	351
	当中間連結会計期間	360	0	360
うち為替業務	前中間連結会計期間	26	0	27
	当中間連結会計期間	26	0	27

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	932,908	62	932,970
	当中間連結会計期間	934,083	47	934,130
うち流動性預金	前中間連結会計期間	613,087	-	613,087
	当中間連結会計期間	624,845	-	624,845
うち定期性預金	前中間連結会計期間	317,611	-	317,611
	当中間連結会計期間	305,220	-	305,220
うちその他	前中間連結会計期間	2,208	62	2,270
	当中間連結会計期間	4,017	47	4,064
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,247	-	3,247
	当中間連結会計期間	3,237	-	3,237
総合計	前中間連結会計期間	936,156	62	936,218
	当中間連結会計期間	937,320	47	937,367

（注）1．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	660,145	100.00	679,267	100.00
製造業	44,192	6.69	44,252	6.51
農業、林業	9,143	1.39	9,366	1.38
漁業	1,231	0.19	1,369	0.20
鉱業、採石業、砂利採取業	1,621	0.25	1,729	0.25
建設業	45,955	6.96	46,497	6.85
電気・ガス・熱供給・水道業	24,472	3.71	26,684	3.93
情報通信業	2,987	0.45	2,031	0.30
運輸業、郵便業	15,912	2.41	14,313	2.11
卸売業、小売業	39,098	5.92	41,217	6.07
金融業、保険業	38,969	5.90	44,467	6.55
不動産業、物品賃貸業	111,032	16.82	112,312	16.53
各種サービス業	87,041	13.19	87,303	12.85
地方公共団体	141,772	21.48	142,767	21.02
その他	96,714	14.64	104,956	15.45
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	660,145	-	679,267	-

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による支出を預金等及び債券貸借取引受入担保金の増加並びにコールローン等の減少などによる収入が上回ったことを主な要因として156億64百万円の収入となりました。前中間連結会計期間比では、529億20百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還及び売却による収入を有価証券の取得による支出が上回ったことを主な要因として24億65百万円の支出となりました。前中間連結会計期間比では、331億4百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を主な要因として2億39百万円の支出となりました。前中間連結会計期間比では、1百万円の減少となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比203億51百万円増加し954億31百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。また、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2023年9月30日	2024年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.05	8.94
2. 連結における自己資本の額	39,930	40,696
3. リスク・アセットの額	441,044	454,960
4. 連結総所要自己資本額	17,641	18,198

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2023年9月30日	2024年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.79	8.73
2. 単体における自己資本の額	38,589	39,384
3. リスク・アセットの額	438,648	450,917
4. 単体総所要自己資本額	17,545	18,036

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,438	3,374
危険債権	14,730	16,525
要管理債権	678	969
正常債権	648,333	665,712

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
第一種優先株式	30,000,000
計	30,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,509,963	9,509,963	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式 (単元株式数100株)
第一種 優先株式 (注1)	4,000,000	4,000,000	-	(注2、3、4、5、6) (単元株式数100株)
計	13,509,963	13,509,963	-	-

(注1) 第一種優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 第一種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 第一種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた第一種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正される。

(3) 上記(2)の取得価額は、809円を下限とする。

(4) 第一種優先株式には、当銀行が、2022年9月29日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価として第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。

(注3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 当銀行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(注4) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金

当銀行は、定款第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「第一種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。以下「第一種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して下記2.に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第一種優先配当率

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第一種優先配当率

第一種優先配当率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの) 上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)又は8%のうちいずれか低い方(以下「第一種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第一種優先配当率は第一種優先株式上限配当率とする。

上記のただし書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全銀協TIBOR運営機関(ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第一種優先中間配当金

当銀行は、定款第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第一種優先中間配当金」という。)を支払う。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第一種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

4. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときはその額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記のただし書において「行使可能株式数」とは、()取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、()取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年9月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は809円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ．第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
- 調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- 八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.()ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし(v)及び上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (9) 合理的な措置
上記(4)ないし(8)に定める取得価額(下記7.(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (10) 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (11) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2022年9月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日まで（当日を含む。）の30連続取引日（ただし、終値のない日は除き、開催日が取引日でない場合は、開催日の直前の取引日までの30連続取引日とする。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記5.(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記3.(3)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

7. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

8. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注5) 種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

(注6) 議決権の有無及びその理由

当銀行は、第一種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第一種優先株式を有する株主は、上記4.に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第一種優先株式を剰余金の配当や残余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	13,509	-	13,233	-	11,154

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	29.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	343	2.54
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	294	2.17
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	272	2.01
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所字火行塚25番地	259	1.92
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番6号	180	1.33
CACEIS BANK/QUI NTET LUXEMBOUR G SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOU NT (常任代理人) 香港上海銀行東京支店	1-3 PLACE VALHUBERT 75013 PARIS FRANCE	123	0.91
木田 裕介	大阪府豊中市	112	0.82
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	110	0.81
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	107	0.79
計	-	5,803	42.98

(注) 2023年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社整理回収機構から、同社他1社を共同保有者として2023年1月11日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社整理回収機構を除き、当行として2024年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	29.61
預金保険機構	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	86	0.64

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、次のとおりであります。

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,439	3.65
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	2,940	3.12
東北銀行従業員持株会	岩手県盛岡市内丸3番1号	2,726	2.89
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所字火行塚25番地	2,595	2.75
株式会社富士電業社	岩手県盛岡市向中野七丁目13番6号	1,800	1.91
CACEIS BANK/QUI NTET LUXEMBOUR G SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOU NT (常任代理人) 香港上海銀行東京支店	1 - 3 PLACE VALHUBERT 75013 PARIS FRANCE	1,239	1.31
木田 裕介	大阪府豊中市	1,120	1.18
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	1,106	1.17
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	1,072	1.13
中当建設株式会社	青森県八戸市大字田向字向平12番地1	922	0.97
計	-	18,959	20.12

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 4,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,700	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,421,300	94,213	同上
単元未満株式	普通株式 81,963	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,509,963	-	-
総株主の議決権	-	94,213	-

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式85株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	6,700	-	6,700	0.07
計		6,700	-	6,700	0.07

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」は発行済普通株式の総数に対する割合であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、北光監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	84,020	96,538
コールローン及び買入手形	12,500	5,000
金銭の信託	7,777	7,802
有価証券	1,421,642	1,421,628
貸出金	2,345,660,746	2,345,679,267
外国為替	728	631
その他資産	2,418,069	2,48,333
有形固定資産	6,77,035	6,77,193
無形固定資産	214	262
退職給付に係る資産	1,502	1,583
繰延税金資産	2,154	2,637
支払承諾見返	23,351	23,435
貸倒引当金	4,047	4,514
資産の部合計	1,012,696	1,027,799
負債の部		
預金	4,929,516	4,934,130
譲渡性預金	-	3,237
債券貸借取引受入担保金	433,281	436,322
借入金	41,161	41,135
外国為替	0	0
その他負債	5,165	9,840
退職給付に係る負債	7	7
偶発損失引当金	162	167
ポイント引当金	47	48
利息返還損失引当金	0	-
再評価に係る繰延税金負債	6564	6563
支払承諾	3,351	3,435
負債の部合計	973,258	988,890
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,998	11,998
利益剰余金	15,311	15,693
自己株式	23	11
株主資本合計	40,519	40,912
その他有価証券評価差額金	2,450	3,379
土地再評価差額金	61,165	61,189
退職給付に係る調整累計額	204	186
その他の包括利益累計額合計	1,081	2,003
純資産の部合計	39,438	38,909
負債及び純資産の部合計	1,012,696	1,027,799

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	7,823	7,359
資金運用収益	4,820	4,926
(うち貸出金利息)	3,980	4,099
(うち有価証券利息配当金)	848	766
役務取引等収益	1,248	1,419
その他業務収益	1,073	567
その他経常収益	1,681	1,445
経常費用	6,764	6,379
資金調達費用	16	136
(うち預金利息)	15	120
役務取引等費用	351	360
その他業務費用	830	514
営業経費	4,460	4,445
その他経常費用	2,105	2,921
経常利益	1,058	979
特別利益	19	0
固定資産処分益	19	0
特別損失	72	7
固定資産処分損	48	4
減損損失	24	3
税金等調整前中間純利益	1,006	972
法人税、住民税及び事業税	542	421
法人税等調整額	213	97
法人税等合計	329	323
中間純利益	676	648
親会社株主に帰属する中間純利益	676	648

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	676	648
その他の包括利益	1,607	946
その他有価証券評価差額金	1,621	928
退職給付に係る調整額	13	17
中間包括利益	930	298
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	930	298

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	11,998	14,404	33	39,602
当中間期変動額					
剰余金の配当			237		237
親会社株主に帰属する 中間純利益			676		676
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		4		11	6
利益剰余金から資本剰 余金への振替		4	4		-
土地再評価差額金の 取崩			67		67
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	366	10	377
当中間期末残高	13,233	11,998	14,771	23	39,979

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,943	1,177	95	861	38,741
当中間期変動額					
剰余金の配当					237
親会社株主に帰属する 中間純利益					676
自己株式の取得					0
自己株式の処分					6
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
土地再評価差額金の 取崩					67
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	1,621	67	13	1,540	1,540
当中間期変動額合計	1,621	67	13	1,540	1,163
当中間期末残高	3,564	1,244	81	2,401	37,578

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	11,998	15,311	23	40,519
当中間期変動額					
剰余金の配当			238		238
親会社株主に帰属する 中間純利益			648		648
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		3		12	8
利益剰余金から資本剰 余金への振替		3	3		-
土地再評価差額金の 取崩			23		23
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	382	11	393
当中間期末残高	13,233	11,998	15,693	11	40,912

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,450	1,165	204	1,081	39,438
当中間期変動額					
剰余金の配当					238
親会社株主に帰属する 中間純利益					648
自己株式の取得					0
自己株式の処分					8
利益剰余金から資本剰 余金への振替					-
土地再評価差額金の 取崩					23
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	928	23	17	922	922
当中間期変動額合計	928	23	17	922	528
当中間期末残高	3,379	1,189	186	2,003	38,909

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,006	972
減価償却費	210	199
減損損失	24	3
貸倒引当金の増減()	1,030	467
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	55	81
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	-
偶発損失引当金の増減額(は減少)	22	5
ポイント引当金の増減額(は減少)	2	1
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	0	0
資金運用収益	4,820	4,926
資金調達費用	16	136
有価証券関係損益()	494	160
金銭の信託の運用損益(は運用益)	183	123
固定資産処分損益(は益)	28	4
貸出金の純増()減	3,970	18,520
預金の純増減()	24,330	4,614
譲渡性預金の純増減()	3,247	3,237
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,125	25
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	341	442
コールローン等の純増()減	14,500	7,500
債券貸借取引受入担保金の純増減()	35,353	3,041
外国為替(資産)の純増()減	91	97
外国為替(負債)の純増減()	1	0
資金運用による収入	4,827	5,017
資金調達による支出	119	141
その他	3,577	14,387
小計	69,005	16,147
法人税等の支払額	420	483
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,584	15,664
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	153,181	71,908
有価証券の売却による収入	46,093	3,261
有価証券の償還による収入	73,793	66,592
金銭の信託の増加による支出	2,000	-
有形固定資産の取得による支出	307	316
無形固定資産の取得による支出	29	91
有形固定資産の除却による支出	48	3
有形固定資産の売却による収入	110	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,569	2,465
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	237	238
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	238	239
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	32,776	12,960
現金及び現金同等物の期首残高	42,304	82,471
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 75,080	1 95,431

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

会社名

株式会社東北ジェーシーピーカード

東北保証サービス株式会社

とうぎん総合リース株式会社

なお、当中間連結会計期間から東北銀ソフトウェアサービス株式会社は合併により除外しております。

(2) 非連結子会社 1社

会社名

とうぎんリニューアブル・エナジー株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

とうぎんリニューアブル・エナジー株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

3社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 5年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,395百万円（前連結会計年度末は1,086百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結子会社については、該当ありません。

(7) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

当行及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社については、該当ありません。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当行の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法は、従来、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法へ変更しております。

第1次中期経営計画において、「DX推進・店舗政策による効率的な経営」を施策のひとつに掲げ、投資内容等を精査していく中で、有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、当行の営業店舗や事務機器等は安定的に継続使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定に減少するため、使用可能期間である耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法が経営の実態をより適切に期間損益に反映させることができると判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ41百万円増加しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
株式	40百万円	40百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,503百万円	3,535百万円
危険債権額	16,310百万円	16,542百万円
要管理債権額	648百万円	969百万円
三月以上延滞債権額	312百万円	544百万円
貸出条件緩和債権額	336百万円	425百万円
小計額	20,463百万円	21,047百万円
正常債権額	646,919百万円	664,957百万円
合計額	667,382百万円	686,004百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1,306百万円	996百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	46,399百万円	48,856百万円
貸出金	20,033百万円	14,474百万円
その他資産	6百万円	6百万円
計	66,438百万円	63,336百万円
担保資産に対応する債務		
預金	7,213百万円	9,057百万円
債券貸借取引受入担保金	33,281百万円	36,322百万円
借入金	400百万円	400百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	497百万円	12,385百万円
その他資産	10,000百万円	-百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
保証金	30百万円	30百万円
敷金	21百万円	20百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	194,936百万円	197,270百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	189,613百万円	192,062百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
2,026百万円	1,976百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	9,847百万円	9,849百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	415百万円	260百万円
金銭の信託運用益	183百万円	123百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,031百万円	810百万円
株式等売却損	16百万円	74百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	-	-	9,509	
第一種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	13,509	-	-	13,509	
自己株式					
普通株式	18	0	6	12	(注)
合計	18	0	6	12	

(注) 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間増加株式数0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、当中間連結会計期間減少株式数6千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	237	25	2023年3月31日	2023年6月26日
	第一種 優先株式	0	0.125	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	237	利益剰余金	25	2023年9月30日	2023年12月8日
	第一種 優先株式	1	利益剰余金	0.25	2023年9月30日	2023年12月8日

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,509	-	-	9,509	
第一種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合計	13,509	-	-	13,509	
自己株式					
普通株式	13	0	7	6	(注)
合計	13	0	7	6	

(注) 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間増加株式数0千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、当中間連結会計期間減少株式数7千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	237	25	2024年3月31日	2024年6月27日
	第一種 優先株式	1	0.25	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	237	利益剰余金	25	2024年9月30日	2024年12月10日
	第一種 優先株式	0	利益剰余金	0.125	2024年9月30日	2024年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	76,812百万円	96,538百万円
預け金(日銀預け金を除く)	1,731百万円	1,107百万円
現金及び現金同等物	75,080百万円	95,431百万円

(リース取引関係)

(借手側)

金額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
リース料債権部分	2,183	2,189
見積残存価額部分	42	42
受取利息相当額	177	171
リース投資資産	2,047	2,060

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	600	512	398	306	192	173	2,183

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
リース債権	-	-	-	-	-	-	-
リース投資資産に係る リース料債権部分	621	520	408	320	176	141	2,189

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	7,777	7,777	-
(2) 有価証券(*1)			
満期保有目的の債券	25,813	25,567	246
その他有価証券	191,560	191,560	-
(3) 貸出金	660,746		
貸倒引当金(*2)	3,861		
	656,884	654,739	2,145
資産計	882,036	879,645	2,391
(1) 預金	929,516	929,509	6
(2) 借入金	1,161	1,105	55
負債計	930,677	930,615	61
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(4)	(4)	-

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	7,802	7,802	-
(2) 有価証券（*1）			
満期保有目的の債券	29,825	29,451	373
その他有価証券	188,532	188,532	-
(3) 貸出金	679,267		
貸倒引当金（*2）	4,326		
	674,940	672,753	2,187
資産計	901,100	898,539	2,561
(1) 預金	934,130	934,084	45
(2) 譲渡性預金	3,237	3,237	-
(3) 借入金	1,135	1,098	37
負債計	938,503	938,420	83
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8)	(8)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(8)	(8)	-

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式（*1）（*2）	679	679
組合出資金（*3）	588	591

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、減損処理はありません。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	7,777	-	7,777
有価証券(*1)				
その他有価証券				
国債・地方債等	34,816	93,897	-	128,713
社債	-	35,362	-	35,362
株式	3,489	-	-	3,489
その他	4,265	16,551	-	20,816
資産計	42,571	153,588	-	196,159
デリバティブ取引(*2)				
クレジット・デリバティブ	-	-	(4)	(4)
デリバティブ取引計	-	-	(4)	(4)

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は3,177百万円であります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	7,802	-	7,802
有価証券(*1)				
その他有価証券				
国債・地方債等	40,201	86,248	-	126,450
社債	-	35,424	-	35,424
株式	2,894	-	-	2,894
その他	8,606	11,950	-	20,557
資産計	51,702	141,425	-	193,128
デリバティブ取引(*2)				
クレジット・デリバティブ	-	-	(8)	(8)
デリバティブ取引計	-	-	(8)	(8)

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は3,205百万円であります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	14,132	-	14,132
社債	-	8,350	-	8,350
その他	-	3,084	-	3,084
貸出金	-	-	654,739	654,739
資産計	-	25,567	654,739	680,307
預金	-	929,509	-	929,509
借入金	-	1,105	-	1,105
負債計	-	930,615	-	930,615

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	14,154	-	14,154
社債	-	10,223	-	10,223
その他	-	5,074	-	5,074
貸出金	-	-	672,753	672,753
資産計	-	29,451	672,753	702,204
預金	-	934,084	-	934,084
譲渡性預金	-	3,237	-	3,237
借入金	-	1,098	-	1,098
負債計	-	938,420	-	938,420

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、クレジット・デリバティブ取引であり、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	クレジットイベント発生確率	2.12% - 2.16%	2.14%

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	クレジットイベント発生確率	2.12 - 2.16%	2.14%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*)
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	0	5	-	-	-	-	4	5

(*) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*)
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ	4	4	-	-	-	-	8	4

(*) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、クレジットイベント発生確率であります。クレジットイベント発生確率の著しい上昇（低下）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	800	808	8
	社債	3,292	3,303	11
	その他	-	-	-
	小計	4,092	4,111	19
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	6,054	5,991	63
	社債	13,569	13,370	199
	その他	2,097	2,093	3
	小計	21,721	21,455	265
合計		25,813	25,567	246

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	900	901	1
	社債	4,197	4,213	15
	その他	-	-	-
	小計	5,097	5,114	16
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	6,059	5,968	91
	社債	16,569	16,274	294
	その他	2,098	2,093	4
	小計	24,727	24,337	390
合計		29,825	29,451	373

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	3,250	2,109	1,141
	債券	12,241	12,197	43
	国債	1,482	1,477	5
	地方債	3,396	3,389	7
	社債	7,361	7,330	30
	その他	6,347	5,801	546
	小計	21,839	20,108	1,731
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	238	280	41
	債券	153,834	158,095	4,260
	国債	33,333	33,913	579
	地方債	56,240	58,397	2,156
	社債	64,260	65,785	1,524
	その他	15,646	16,709	1,062
	小計	169,720	175,085	5,364
合計		191,560	195,193	3,633

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,490	1,766	723
	債券	9,759	9,698	61
	国債	6,984	6,932	52
	地方債	998	997	1
	社債	1,776	1,768	7
	その他	7,117	6,437	680
	小計	19,368	17,902	1,465
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	404	474	70
	債券	152,114	157,044	4,929
	国債	33,217	33,919	702
	地方債	55,738	58,102	2,364
	社債	63,159	65,021	1,862
	その他	16,645	18,026	1,381
	小計	169,164	175,545	6,381
合計		188,532	193,448	4,916

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2024年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,603	2,500	103	103	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間 (2024年9月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,580	2,500	80	80	-

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	3,529
その他有価証券	3,633
その他の金銭の信託	103
(+) 繰延税金資産	1,078
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,450
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,450

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	4,836
その他有価証券	4,916
その他の金銭の信託	80
(+) 繰延税金資産	1,456
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,379
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,379

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引
該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	-	-	-	-
	買建	1,028	1,028	4	4
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			4	4

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	-	-	-	-
	買建	825	825	8	8
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			8	8

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
- 2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	7,823	7,359
うち役務取引等収益	1,248	1,419
預金・貸出業務	183	169
為替業務	283	299
証券関連業務	102	163
代理業務	311	389
その他	368	397

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業を中心にリース業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業務」及び「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、銀行業及び信用保証業を中心とした銀行業を行っております。「リース業務」は、リース業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

報告されているセグメント間の取引方法は、一般的な取引と同様な条件で行っております。

なお、「(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)(有形固定資産の減価償却方法の変更)」に記載のとおり、当行の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法は、従来、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用していましたが、当中間連結会計期間より定額法へ変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の「銀行業務」のセグメント利益は41百万円増加しております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,676	882	7,558	264	7,823	-	7,823
セグメント間の内部経常収益	138	23	161	74	236	236	-
計	6,814	905	7,720	339	8,059	236	7,823
セグメント利益	1,085	44	1,130	28	1,159	100	1,058
セグメント資産	1,022,912	3,671	1,026,583	4,007	1,030,591	5,027	1,025,563
セグメント負債	986,135	2,972	989,107	2,729	991,837	3,851	987,985
その他の項目							
減価償却費	204	3	208	2	211	0	210
資金運用収益	4,926	0	4,926	10	4,936	116	4,820
資金調達費用	16	15	31	1	33	16	16
特別利益	19	-	19	-	19	-	19
(うち固定資産処分益)	19	-	19	-	19	-	19
特別損失	72	-	72	-	72	-	72
(うち固定資産処分損)	48	-	48	-	48	-	48
(うち減損損失)	24	-	24	-	24	-	24
税金費用	303	15	319	10	329	0	329
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	331	3	335	1	336	-	336

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. 「調整額」は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 100百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額 5,027百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(3) セグメント負債の調整額 3,851百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(4) 減価償却費の調整額 0百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(5) 資金運用収益の調整額 116百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(6) 資金調達費用の調整額 16百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

(7) 税金費用の調整額 0百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,592	549	7,141	217	7,359	-	7,359
セグメント間の内部経常収益	35	25	60	12	72	72	-
計	6,627	574	7,202	229	7,431	72	7,359
セグメント利益	931	23	954	24	979	-	979
セグメント資産	1,024,680	4,398	1,029,078	2,944	1,032,023	4,223	1,027,799
セグメント負債	986,826	3,665	990,491	2,078	992,569	3,679	988,890
その他の項目							
減価償却費	192	6	199	0	199	-	199
資金運用収益	4,935	0	4,935	9	4,945	19	4,926
資金調達費用	137	17	154	1	156	19	136
特別利益	0	-	0	-	0	-	0
（うち固定資産処分益）	0	-	0	-	0	-	0
特別損失	7	-	7	-	7	-	7
（うち固定資産処分損）	4	-	4	-	4	-	4
（うち減損損失）	3	-	3	-	3	-	3
税金費用	302	7	310	10	321	2	323
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	403	4	407	-	407	-	407

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

3．「調整額」は、次のとおりであります。

（1）セグメント資産の調整額 4,223百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（2）セグメント負債の調整額 3,679百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（3）資金運用収益の調整額 19百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（4）資金調達費用の調整額 19百万円は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

（5）税金費用の調整額 2百万円は、すべてセグメント間取引消去に係る法人税等調整額であります。

4．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	3,980	1,405	2,437	7,823

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,099	1,045	2,213	7,359

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

銀行業務セグメントにおいて固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

当行は2023年9月27日開催の取締役会において、当行100%出資子会社である東北銀ソフトウェアサービス株式会社を吸収合併することを決議し、2024年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

・ 結合企業

企業の名称：株式会社東北銀行

事業の内容：銀行業

・ 被結合企業

企業の名称：東北銀ソフトウェアサービス株式会社

事業の内容：コンピュータソフトウェアの開発並びに販売業務等

(2) 企業結合日

2024年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当行を存続会社、東北銀ソフトウェアサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社東北銀行

(5) その他企業結合の概要に関する事項

当行グループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、連結子会社である東北銀ソフトウェアサービス株式会社を吸収合併することといたしました。

なお、吸収合併される東北銀ソフトウェアサービス株式会社は当行の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払は行われません。

2. 実施した会計処理の概要

当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	3,099円69銭	3,042円03銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
純資産の部の合計額	百万円	39,438	38,909
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,001	10,000
(うち優先株式払込額)	百万円	(10,000)	(10,000)
(うち (中間) 優先配当額)	百万円	(1)	(0)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	29,437	28,908
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末 (期末) の普通株式の数	千株	9,496	9,503

2 . 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	円	71.18	68.19
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	676	648
普通株主に帰属しない金額	百万円	1	0
うち中間優先配当額	百万円	1	0
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	675	647
普通株式の期中平均株式数	千株	9,493	9,499
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	37.92	35.37
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	1	0
うち中間優先配当額	百万円	1	0
普通株式増加数	千株	8,354	8,826
うち優先株式	千株	8,354	8,826
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり中間純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要		-	-

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	84,020	96,538
コールローン	12,500	5,000
金銭の信託	7,777	7,802
有価証券	1,421,719	1,422,375
貸出金	2,345,663,885	2,345,682,731
外国為替	728	631
その他資産	2,411,107	2,411,119
その他の資産	11,107	1,119
有形固定資産	6,962	7,125
無形固定資産	187	235
前払年金費用	1,209	1,315
繰延税金資産	2,226	2,707
支払承諾見返	23,351	23,435
貸倒引当金	3,866	4,358
資産の部合計	1,009,809	1,024,658
負債の部		
預金	4,931,799	4,935,469
譲渡性預金	-	3,237
債券貸借取引受入担保金	433,281	436,322
借入金	41,161	41,135
外国為替	0	0
その他負債	1,614	6,921
未払法人税等	472	415
リース債務	3	1
資産除去債務	48	48
その他の負債	1,090	6,456
退職給付引当金	-	7
偶発損失引当金	162	167
再評価に係る繰延税金負債	564	563
支払承諾	3,351	3,435
負債の部合計	971,934	987,261
純資産の部		
資本金	13,233	13,233
資本剰余金	11,154	11,154
資本準備金	11,154	11,154
利益剰余金	14,796	15,210
利益準備金	1,248	1,296
その他利益剰余金	13,547	13,914
繰越利益剰余金	13,547	13,914
自己株式	23	11
株主資本合計	39,160	39,587
その他有価証券評価差額金	2,450	3,379
土地再評価差額金	1,165	1,189
評価・換算差額等合計	1,285	2,190
純資産の部合計	37,875	37,396
負債及び純資産の部合計	1,009,809	1,024,658

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	6,765	6,573
資金運用収益	4,926	4,935
(うち貸出金利息)	3,986	4,109
(うち有価証券利息配当金)	948	766
役務取引等収益	1,013	1,169
その他業務収益	141	19
その他経常収益	1,684	1,448
経常費用	5,709	5,721
資金調達費用	16	137
(うち預金利息)	15	120
役務取引等費用	335	362
その他業務費用	50	46
営業経費	2,422	2,423
その他経常費用	3,104	3,942
経常利益	1,056	851
特別利益	19	412
特別損失	72	7
税引前中間純利益	1,003	966
法人税、住民税及び事業税	500	385
法人税等調整額	212	99
法人税等合計	288	285
中間純利益	714	680

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13,233	11,154	-	11,154	1,153	12,784	13,937	33	38,292
当中間期変動額									
剰余金の配当					47	285	237		237
中間純利益						714	714		714
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			4	4				11	6
利益剰余金から資本剰余金への振替			4	4		4	4		-
土地再評価差額金の取崩						67	67		67
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	47	356	404	10	414
当中間期末残高	13,233	11,154	-	11,154	1,200	13,141	14,341	23	38,706

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,945	1,177	768	37,524
当中間期変動額				
剰余金の配当				237
中間純利益				714
自己株式の取得				0
自己株式の処分				6
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
土地再評価差額金の取崩				67
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,621	67	1,554	1,554
当中間期変動額合計	1,621	67	1,554	1,139
当中間期末残高	3,567	1,244	2,322	36,384

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13,233	11,154	-	11,154	1,248	13,547	14,796	23	39,160
当中間期変動額									
剰余金の配当					47	286	238		238
中間純利益						680	680		680
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			3	3				12	8
利益剰余金から資本剰余金への振替			3	3		3	3		-
土地再評価差額金の取崩						23	23		23
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	47	366	414	11	426
当中間期末残高	13,233	11,154	-	11,154	1,296	13,914	15,210	11	39,587

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,450	1,165	1,285	37,875
当中間期変動額				
剰余金の配当				238
中間純利益				680
自己株式の取得				0
自己株式の処分				8
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
土地再評価差額金の取崩				23
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	928	23	904	904
当中間期変動額合計	928	23	904	478
当中間期末残高	3,379	1,189	2,190	37,396

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,395百万円（前事業年度末は1,086百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法は、従来、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用していましたが、当中間会計期間より定額法へ変更しております。

第1次中期経営計画において、「DX推進・店舗政策による効率的な経営」を施策のひとつに掲げ、投資内容等を精査していく中で、有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、当行の営業店舗や事務機器等は安定的に継続使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定に減少するため、使用可能期間である耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法が経営の実態をより適切に期間損益に反映させることができると判断いたしました。

この変更により、従来の方策によった場合に比べ、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ41百万円増加しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	1,121百万円	789百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及び これらに準ずる債権額	3,366百万円	3,374百万円
危険債権額	16,289百万円	16,525百万円
要管理債権額	648百万円	969百万円
三月以上延滞債権額	312百万円	544百万円
貸出条件緩和債権額	336百万円	425百万円
小計額	20,305百万円	20,869百万円
正常債権額	647,341百万円	665,712百万円
合計額	667,647百万円	686,582百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	1,306百万円	996百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	46,399百万円	48,856百万円
貸出金	20,033百万円	14,474百万円
その他資産	6百万円	6百万円
計	66,438百万円	63,336百万円
担保資産に対応する債務		
預金	7,213百万円	9,057百万円
債券貸借取引受入担保金	33,281百万円	36,322百万円
借入金	400百万円	400百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	497百万円	12,385百万円
その他資産	10,000百万円	-百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
保証金	30百万円	30百万円
敷金	21百万円	20百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	190,278百万円	192,719百万円
うち契約残存期間が 1年以内のもの	184,955百万円	187,511百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	415百万円	260百万円
金銭の信託運用益	183百万円	123百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	142百万円	152百万円
無形固定資産	61百万円	40百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,013百万円	833百万円
株式等売却損	16百万円	74百万円

4. 特別利益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
抱合せ株式消滅差益	- 百万円	122百万円

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
子会社株式	1,121	789

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

連結子会社の吸収合併に関する注記については、中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4【その他】

中間配当

2024年11月11日開催の取締役会において、第105期の中間配当につき次のとおり決議しました。

普通株式に係る中間配当金額	237百万円
第一種優先株式に係る中間配当金額	0百万円
普通株式に係る1株当たりの中間配当金	25円
第一種優先株式に係る1株当たりの中間配当金	0円12銭5厘
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2024年12月10日

(注) 2024年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月20日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 政 徳

代表社員
業務執行社員 公認会計士 八重樫 健太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月20日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木 政 徳
業務執行社員

代表社員 公認会計士 八重樫 健太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。